

災害対策基本法の一部を改正する法律案

[議事録 4/5]

避難の概念整理の必要性

- ・避難の概念明確化の必要性
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた避難勧告・指示の在り方

○吉川沙織君

改正法第 86 条では、市町村、都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ手続、都道府県、国による調整手続が規定され、広域避難に関する調整規定が新設されました。



ただ、この改正案の中で、この広域避難、避難という言葉を使用せず、広域一時滞在という用語が使用されています。

現行法においての避難というのは、あくまで避難のための立ち退きであることから一時滞在という、こういう用語を使ったものであると思いますが、これまで災害時の避難に関する専門調査会が開催され、今年 3 月には専門調査会報告も出ていますし、これまで避難に関する議論というのは多数なされてきたにもかかわらず、今回の改正案に避難の考え方に入らなかったことに対する理由をお伺いします。

○国務大臣(中川正春君)

これまで整理されていたのは、大雨災害時の避難を中心に検討を行った災害時の避難に関する専門調査会が基本になっているんですね。

今回は津波避難ということを改めて提起をしていかなければならないということでありますので、このワーキンググループが現在も検討を進めております。ということで、これがまとまり次第、この避難についてもまとめた形で法律に反映をさせていきたいということです。



○吉川沙織君

是非、次期抜本改正の中ではその避難の考え方というのも整理していただいて、法律上の定義も難しいと思いますが、是非お願ひしたいと思います。



避難勧告や避難指示をどのタイミングで発令して、住民の方に避難の行動を起こしていただかかということも大事な問題になりますし、これまで各委員会でこの問題、指摘し続けてまいりました。

今年1月31日、消防庁が避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査を公表しており、平成23年11月1日現在の策定状況が調査されています。これによりますと、消防庁からの基準に係る点検の要請があつたことなどを受けて、発令基準の策定に未着手と回答した自治体の割合は低下しておりますが、未着手理由として、策定方法が分からぬ、人的、財政的な事情、担当者が少ぬなどを挙げている自治体があります。

こういった現実をシビアに直視しますと、こういった自治体は最後までなくならないかもしれません。

これまで、相談があれば助言をするという趣旨の答弁をずっと聞き続けてまいりましたけれども、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の受け身の態度ではなく、例えば専門家を派遣するなどして支援を行うということも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川正春君)

貴重な提言をいただきました。

積極的にその辺、専門家のネットワークをつくるということと同時に、それぞれの地方自治体で専門家を育てるということを考えていかないといけないというふうに思っておりまして、そうした仕組みもつくっていきたいというふうに思います。

○吉川沙織君

結局、地方自治体の防災担当の職員の方が専任でない場合、つまり兼務体制であって、台風12号のときもそうでしたけれども、担当者が一人で対応が結局後手後手になったという反省等もありますので、今御答弁いただきましたとおり、防災担当に専門性のある人をつくっていただくということも大事だと思いますので、是非お願ひします。

続きの議事録(5/5)は、[こちら](#)です。